お子様の治療用眼鏡(小児弱視等)の助成について (乳幼児・義務教育就学児・ひとり親家庭等医療費助成制度)



お子様の治療用眼鏡(小児弱視等)を作成し、健康保険が適用となった場合は、上記制度の助成対象となります。助成には上限額、年齢制限及び助成回数の制限があります。(一般的な近視用眼鏡は助成対象外です。)

【支給上限額】

眼鏡の作成時期	支給上限額	医療費助成と健康保険の給付割合			
		乳幼児	就学児(9歳未満)		
令和元年 10 月以降	38,902円	医療費助成2割	医療費助成3割		
令和元年 9 月以前	38,461 円	健康保険8割	健康保険7割		

[※]眼鏡の購入額が上記の支給上限額未満の場合は、実際の購入額の2割もしくは3割が助成対象となります。

◆				
医療費助成2割	健康保険8割	自己負担		
•	一 支給上限額 38,902円			

【対象年齢】

9歳未満のお子様

【助成回数の制限】

5歳未満 …前回の給付から1年以上経過していること

5歳以上9歳未満…前回の給付から2年以上経過していること

①ご加入の健康保険組合に眼鏡代の申請をしてください。手続き方法はご加入の組合にお問合せください。 (眼科医の作成指示書や領収書の原本を提出する場合は、あらかじめコピーを取ってください。)



②健康保険組合から「支払決定通知書」が届きましたら、市に申請してください。

【申請に必要なもの】

眼科医の作成指示書もしくは診断書(コピー可)

眼鏡代の領収書(健康保険組合に原本を提出した場合は、コピー可)

保険組合からの支払決定通知書(原本)

乳幼児・義務教育就学児・ひとり親家庭等医療証

【申請期限】

眼鏡代の領収日の翌日から5年以内

※健康保険組合への申請期限は、ご加入の組合へお問合せください。

問合せ先 稲城市子育て支援課手当助成係 電話 042-378-2111(内線 232・236) R5.5 月版